

初期対応の迅速化や適切な対応のための関係機関の連携について

平成26年10月9日

泉谷 朋子

1. 初期対応の迅速化

実際の現場：通報・通告件数が増加しても対応できる職員の人数は変わらず

⇒件数を「いかにこなすか」という状況に陥っていないか

(1) 初期対応の難しさ

- 通告・通報ケース : 被虐児童の親が自分から相談してきているわけではない
＝親に困り感はない、虐待を疑われ疑心暗鬼になっている
⇒クライアントと信頼関係を築いてから支援する「ソフト・アプローチ」が通用しない。対峙等、「ハード・アプローチ」が必要。
- 限られた情報 : 対応方法を検討する根拠となる情報をどれだけ得られるか。
- 他機関との情報共有 : 協力体制、共通認識が持てているか。
- アセスメントの正確さ : 限られた情報の中で行ったアセスメントの有効性。
- 機関内での意思統一 : 担当者の所属機関でのバックアップ体制があるか。

(2) 初期対応を迅速かつ有効にするためには

- 初期対応に求められること：情報収集、状況把握、子ども・保護者への対応、関係機関調整等
虐待相談に係る業務量は心身障害相談に係る業務量の12.8倍（才村 2010）
⇒担当できるケース数には限界がある。

例) 児童相談所の虐待対応部門

虐待相談・通告受付票の情報を子ども虐待対応の手引きの表4-1「子ども虐待評価チェックリスト」・図5-2「一時保護に向けてのフローチャート」を融合し、ケースを点数化。合計点数が高い方から1類・2類・3類に分類。1職員が担当するケースを1類は最大3件、2類は5件、3類は7件まで等に制限。

● 初期対応の期間を設定する

初期対応の定義：通告受理後48時間以内に確認するまでが初期対応なのか、ケースの全体像を把握するまでが初期対応なのか

⇒初期対応ですべきことを明確化し、初期対応の期間を設定。

初期対応は「ハード・アプローチ」の期間。

初期対応に時間がかかる＝保護者との緊張状態が継続する＝その後の支援にも影響

「ハード・アプローチ」に対応する機関を増やすのか。（畠山 2013）

初期対応と継続支援を区別して考えていくことの必要性。

● 関係者、関係機関を守る対策を検討する。

初期対応が必要なケース：対象となる子どもが関係する機関は子どもの最善の利益を考え、方向性を共有し、対応していくことを求められる。

どの機関も親と対峙することを想定しておくことが必要。

親との対峙が怖い、親への対応が不安、心配

⇒児童相談所配属の弁護士や警察OBから親への対応のポイントや警察への相談のタイミング等、対応について相談できる体制を作ることも課題。

2. 適切な対応のための関係機関の連携について

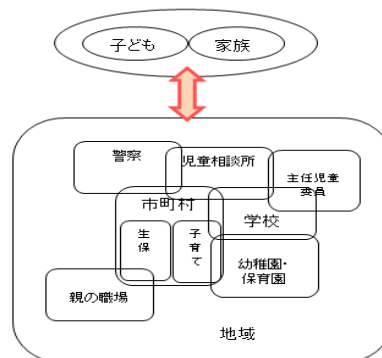
現状：ケースのために何が必要か、支援者はどうつながってケースを支援するかという点よりも、自分たちは何ができるか、自分たちの役割、役割分担に着目しすぎていないか？

(1) 連携の難しさ

- 関係機関の多様性（福祉、医療、教育、警察、各役所、公共機関、地域組織・住民 etc.）
⇒「連携」に関する認識・理解の違い
⇒他の機関、他職種についての理解・活用不足、コミュニケーション不足
- 情報共有に時間がかかる、個人情報の問題
- 各機関の役割の明確化から生じる他の機関への遠慮、期待から生じる弊害

(2) 児童虐待における連携の課題

- 子どもと家族の正確なニーズ把握とアセスメント
⇒ニーズ把握、アセスメント力の向上、アセスメント内容の共有化
- チームの一員として機能すること
⇒児童相談所と市町村、市町村と学校など、限られた関係間の連携でなく、関係する機関・職種がチームとして、他の機関・職種の特性、機能を理解し、尊重し、協働すること。「連携」の共通認識、婦人相談員、障害担当福祉職等、様々な職種の取り込みが課題。
- 提供するサービス内容は異なるが、支援の部分では他の機関と重なる部分もある。
⇒重なる部分を誰がどう対応するかを明確にすることが必要。（図参照）
- 方向性の確認
⇒子どもと家族の状況、自分たちが行っている支援が、他の機関の支援と相互作用しているか等、チームメンバーに確認し、定期的に再評価すること。再評価の実施時期、方法要検討。
- 特に児童相談所職員の多忙さを考慮すると、連携しようとするほど、業務量が増え、対応できない悪循環が生まれる。
⇒初期対応だけでなく、継続支援ケースでも業務量から担当するケースを制限することが必要。
- 母子生活支援施設や婦人保護所に入所中のケース、DVによる心理的虐待、母の養育状況等により、母子関係の不調、母による養育継続困難等あっても、なかなか母子分離に至らない。
⇒児童相談所の関わりが必要なケースに、児童相談所が関わりきれていない、把握できていないケースがあるのではないか。



③ 子ども家族支援コーディネーターの活用

- 子どもと家族の状況により、一番密に関わる機関はその都度変化する。
⇒子どもと家族が必要とするサービスの調整だけでなく、寄り添い、伴走しながら子育て支援を行う専門職の位置づけと活用について検討が必要。

<参考文献>

- 才村純（2010）「児童相談所の業務分析に関する研究（1）」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第47集
畠山由佳子（2013）「アメリカでの DR モデルの展開と『子どもの最善の利益』」『世界の児童と母性』No.75
平田祐子、芝野松次郎、小野セレストア摩耶（2012）「子育て支援総合コーディネーターに必要な『力量』に関する研究」『子ども家庭福祉学』第12号